

三崎漁港内で







- 東京湾 相模湾 三崎漁港
- ※1「ミニボート」は船の長さが3m未満かつ機関出力1.5kW(2馬力)未満のボートであり、 船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要なボートです。
- ※2「カヌー」は一般的にパドルで漕ぐ小船で、カヌーのほかカヤックと呼ばれることがあります。
- ※3 「航路」は特に船舶の通行の多い区域です。
- ※ この指示は神奈川県漁港管理条例に基づくもので、 台風接近時や機関故障等の緊急時の避難について制限するものではありません。

神奈川県 東部漁港事務所 漁港課

電話 046-882-1232 ファクシミリ 046-882-1236

うまれかわる三崎漁港

検索